

## 令和3年度育児休業中職員のための職場復帰支援研修会

# 復職後の勤務に向けた情報提供

令和3年11月17日

鳥取県教育委員会事務局教育総務課 福利担当

### ■はじめに

来年4月から職場に復帰する方が多くいらっしゃいます。

○各所属・各学校では、今月から少しづつ、新年度に向けた準備を進めます。

○今回の研修会を、

- ・復職後の働き方を考えたり、
- ・家族で話し合ったり、
- ・校長先生と相談したり、 等に役立ててください。

### ■情報提供の内容

- 1 特別休暇（育児時間、子の看護）
- 2 育児部分休業
- 3 育児短時間勤務
- 4 その他の制度

# 1 特別休暇（育児時間、子の看護）

※勤務形態を問わず（フルタイムでも）利用できる。

## （1）育児時間（有給）

要件：生後満1年6月に達しない子を育てている場合

期間：1日2回、各45分以内（休暇の単位は1分）

※必要に応じて連続して取得可能

※配偶者が育児時間を利用する場合はその時間を減じる。

## （2）子の看護のための休暇（有給）

要件：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護が必要な場合

期間：暦年（1/1～12/31）で、子1人につき5日を超えない範囲内（上限10日）で、  
その都度必要と認める期間（休暇の単位は1日又は1時間）

※医師の診断書等は不要。

※「看護」とは、負傷や疾病に係る治療、療養中の看病、通院の世話、  
予防接種や健康診断を受けさせる等も含む。

## 2 育児部分休業（以下「部分休業」という。） 紹介への影響：有

### （1）部分休業できる期間

子が小学校就学の始期に達する日まで（満6歳になって最初の3月31日まで）

### （2）部分休業できる時間

正規の勤務時間の始めと終わりについて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、30分単位で取得

（朝30分遅く登庁する、夕方1時間早く退庁する、等）

※育児時間と組み合わせて取得可能。ただし、2時間から当該育児時間を減じた時間。

※共働き職員の場合、それぞれの職員が2時間を超えない範囲で部分休業できる。

（取得例）

<例1>勤務時間8:45～16:15（休憩45分含）／部分休業時間8:15～8:45及び16:15～16:45 合計1時間

<例2>勤務時間8:15～14:35（休憩35分含）／部分休業時間14:35～16:45（休憩10分含） 合計2時間

### （3）手続き

- ・意向がある場合は、早めに所属長に申し出てください。
- ・「部分休業承認請求書」（給与・勤怠管理システム）を提出（システム上は4月1日に申請）し、所属長の承認を受ける。

## 部分休業（続き）

### （4）承認後の部分休業の一部取り消し

既に承認を受けた部分休業の一部を取り消すことも可能（給与・勤怠管理システムで日々取り消しが出来る。）

### （5）失効及び取り消し

部分休業をする必要がなくなると失効や取り消しに（次の子の産前休暇に入った、親権を失った、等）

### （6）留意事項

- ・育児短時間勤務者は申請できません。
- ・特別休暇（育児時間）と組み合わせることが可能（ただし、部分休業は「2時間－育児時間」の範囲内に）  
→1歳半までなら、育児時間有効活用する方が給与面で有利

### （7）給与への影響

給料	勤務しなかった時間 1時間につき、1時間あたりの給与額が減額される。 (例) 月額300,000円 × 1/21 × 1/8 = 1時間当たり 1,786円 1日 2時間の部分休業取得の場合 1,786円 × 2 h × 21日 = 75,012円の減額
勤勉手当	勤務しなかった日が30日を超える場合、その勤務しなかった期間を勤務期間から除算される。 (例) 1日 1時間の部分休業取得の場合 1 h × 21日 × 6月 = 126h = 15.75日 →影響無し 1日 2時間の部分休業取得の場合 1 h × 21日 × 6月 = 252h = 31.5日 →影響有り
その他	期末手当や退職手当等には影響はありません。

### 3 育児短時間勤務 給与への影響：有

#### ( 1 ) 育児短時間勤務ができる期間

子が小学校就学の始期に達する日まで（満6歳になって最初の3月31日まで）

#### ( 2 ) 育児短時間勤務の勤務時間

勤務時間は、フルタイムの場合原則1週間38時間45分ですが、これを半分程度の勤務時間として働く制度であり、勤務形態は法律で定められています。

	休みの日	勤務日と勤務時間	週の勤務時間
1	土・日	平日（月～金）を3時間55分勤務	19時間35分
2	土・日	平日（月～金）を4時間55分勤務	24時間35分
3	土・日と月～金のうち2日 (週4日が週休日)	残り3日を7時間45分勤務	23時間15分
4	土・日と月～金のうち2日 (週4日が週休日)	残り3日のうち、週2日を7時間45分勤務、 残りの1日を3時間55分	19時間25分

(取得例)

<例1> 勤務時間9:00～14:30（休憩35分含）／24時間35分勤務

<例2> (火・水) 勤務時間8:20～16:50（休憩45分含），(金) 勤務時間9:20～13:15／19時間25分勤務

### 3 育児短時間勤務（続き）

#### （3）手続き

- ・意向がある場合は、早めに所属長に申し出てください。
- ・育児短時間勤務を始めようとする日の1ヶ月前までに、「育児短時間勤務承認願」を所属長に提出。延長の場合も1月前までに。
- ・所属長が、県教育委員会に内申。→ 辞令書

#### （4）申請の留意点

- ・1ヶ月から1年以下の単位で申請。延長は可能。
- ・いったん期間が満了すると、向こう1年間の再取得は禁止（短期間の取得延長を繰り返すことは公務の運営に影響があるため。育児に関する全体計画を立てた上で必要期間の申請を）

#### （5）失効及び取り消し

育児短時間勤務をする必要がなくなると失効や取り消しに（次の子の産前休暇に入った、親権を失った、等）

#### （6）留意事項

- ・部分休業は取得できません。
- ・特別休暇（育児時間）と組み合わせることが可能（ただし4時間以内の勤務の日は1回45分以内のみ）

### 3 育児短時間勤務（続き）

#### （7）給与への影響

給料	1週間あたりの勤務時間数に応じて支給。（給与月額×週勤務時間数／38時間45分）
期末手当 勤勉手当	期末・勤勉手当の基礎額は、フルタイム勤務時の給料月額等に割り戻して計算。 勤勉手当の勤務期間から育児短時間勤務による勤務時間短縮分に相当する期間を、 期末手当の在職期間からその2分の1に相当する期間を、それぞれ除算。
退職手当	フルタイム勤務時の給料月額を基礎として計算。 (基本額) 勤続期間から育児短時間勤務をした期間の3分の1を除算。 (調整額) 当該期間の3分の1が算定対象外に。

#### ＜参考＞部分休業や育児短時間勤務への支援措置が拡充

##### 子育て支援代員 (H28から)

- 部分休業や子育て部分休暇を取得する教職員の休業時間の合計が、代員の勤務時間（7時間45分）以上となる場合、減額給与額を用いて、代員1面を措置する。
- 基準（部分休業利用者の多い学校へ等）により配置

##### 子育て王国推進代員 (H29から)

- 育児短時間勤務を行う教職員1名に対し、代員1名を措置する。

## 4 その他の制度

### ( 1 ) 特例勤務等

学校	<b>特例勤務</b>	○ 1日の勤務時間は 7 時間45分 ○ 勤務時間の開始時刻を、各学校の勤務時間開始時刻の 60分前から60分後までの範囲内で15分単位で設定 ○ 2週間前までに校長に申請（期間は申請者が記載） ※県立学校では、H28年度に試行→H29年度から本格実施 市町村立学校では、H29年度に試行→H30年度から本格実施
	育児の場合 小学校 6年まで  (満12歳になって 最初の 3月31日まで)	

事務部局	<b>フレックスタイム</b> : 1週間の勤務時間は、通常どおり38時間45分 (ただし、10~15時は全員が勤務する ※育児の場合)	
	<b>時差出勤</b>	○毎日の勤務時間は一定で、始業及び終業時刻をスライド→ 7:00~18:45まで、15分単位でずらす ○申請単位は1週間、前々週末までに給与・勤怠管理システムで申請
	<b>勤務時間伸縮</b>	○勤務日により、勤務時間を伸縮するもの→ 7:00~20:00まで、15分単位で設定 ○申請単位は原則4週間、前々週末までに給与・勤怠管理システムで申請

### ( 2 ) 子育て部分休暇

- 「育児部分休業」は、子が小学校に上がる前まで。  
「子育て部分休暇」は子が小学校 1 ~ 3 年までの場合に利用可。
- 1 日に最大 2 時間まで。 ※育児部分休業と同様に給与減額あり